

栗東市立大宝小学校
いじめ防止基本方針



令和5年4月1日

栗東市立大宝小学校

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. はじめに | 2 |
| 2. いじめの定義といじめに対する基本認識 | |
| (1) いじめの定義 | 3 |
| (2) いじめの基本認識 | 3 |
| 3. いじめ防止等のための組織 | 3 |
| 4. 学校としての具体的な取り組み | 4 |
| (1) いじめ未然防止の取組 | 4 |
| ① 特別活動の推進 | |
| ② 道徳教育や人権教育の推進 | |
| ③ いじめ防止の啓発 | |
| ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 | |
| (2) いじめ早期発見・早期対応の取り組み | 6 |
| ① 学校生活アンケートと個人面談の実施 | |
| ② 教育相談の充実 | |
| ③ 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実 | |
| (3) いじめの認知および対処 | 7 |
| ① いじめを受けた児童へのケア・対応 | |
| ② いじめる児童への指導・処置 | |
| ③ 傍観者をなくすために | |
| ④ いじめの解消 | |
| (4) 重大事態への対処 | 8 |
| ① 重大事態の意味 | |
| ② 重大事態の報告 | |
| ③ 調査の主体 | |
| ④ 調査を行うための組織 | |
| ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施 | |
| ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 | |
| ⑦ 重大事態が発生した場合の市教育委員会の支援 | |
| ⑧ 調査結果の報告 | |
| (5) 関係機関及び地域、家庭との連携 | 9 |
| 5. いじめストップアクションプラン | 11 |
| 6. 年間スケジュール | 12 |

令和5年度 栗東市立大宝小学校 いじめ防止基本方針

栗東市立大宝小学校長 坂東 靖記

栗東市立大宝小学校いじめ問題対策委員会

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ）の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校を創る決意をここに示す。

2 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条に基づく）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・ 「保護者」とは、親権を行うもの（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

例) 心理的な影響を与える行為の具体的な態様

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響を与える行為の具体的な態様

- (ア) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (イ) 金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (ウ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。等

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪を持って安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要である。

このため、いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の一つと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに社会総がかりで取り組むため、関係機関や地域と積極的に連携することが重要である。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行わなければならない。その際、児童を尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出し解決するまで関わっていくことが重要である。また、いじめの未然防止には、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童自身による主体的な活動が重要である。あわせて、このことを通して、児童自身がいじめの問題を解決できるよう、よりよく生きていく力を身につけられるよう支援していくことも重要である。

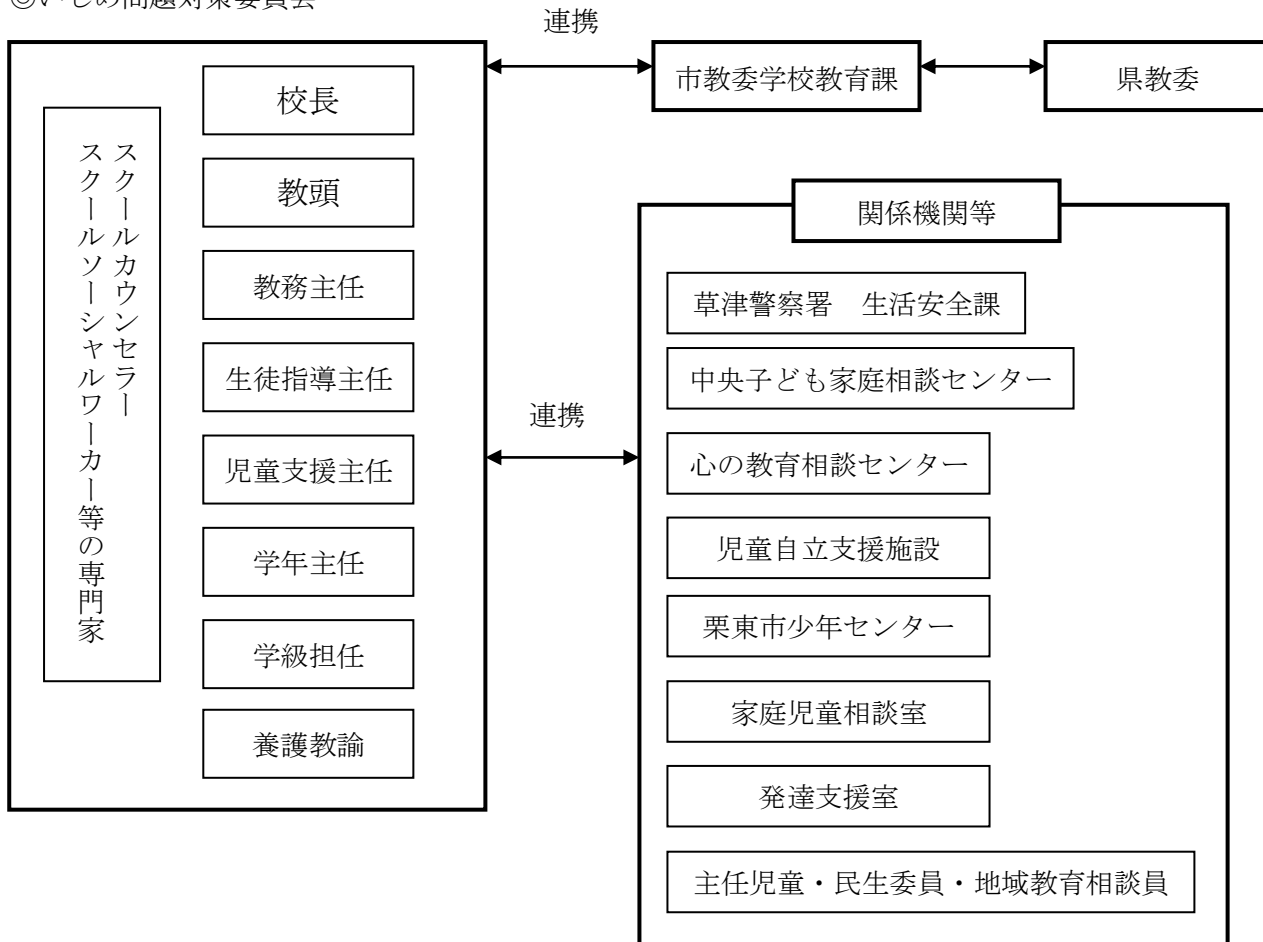
3 いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のた

めの組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎いじめ問題対策委員会



4. 学校としての具体的な取り組み

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みをもとに、いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取り組み方法等を具現化し実践していく。こうした取り組みを徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取り組みの充実を図っていく。

(1) いじめ未然防止の取り組み

未然防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、全ての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれれば、仮に児童生徒が様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとられることは減る。そして、お互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくことができる。それが未然防止の第一歩である。

① 特別活動の推進

特別活動においてよりよい人間関係を築く力と問題解決力の育成を目指す

- ・ 学級力アンケートを実施し、学級ごとの課題を見つけ、その課題を解決していく取り組みを強化し、誰もが居心地のいい学級・学年集団づくりを行う。
- ・ 児童が互いに向け合う「まなざし」を温かなものにするために、友だちのよいところを見つけあう活動に児童会活動を中心にして取り組む
- ・ 学級会や児童会活動において児童自らが学級や学校の諸問題に気づき、自分のこととして捉え、考え、議論する活動を推進し、自治的能力の育成に努める。
- ・ 係活動や学級集会活動を通じて児童が友だちと同じ目標を達成しようと協力して活動する過程で児童相互の心的な結びつきを強め、望ましい人間関係を育成する。
- ・ 異年齢集団活動を通して望ましい人間関係を学ぶ児童会活動、クラブ活動、異学年交流活動では、学級と異なる集団の一員として役割を分担し協力し合う態度を養う。
- ・ 児童会活動等によるいじめ根絶運動の推進に努める。
- ・ 児童自らがいじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童自身の主体的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組み、全ての児童にとって居心地の良い学級・学校づくりを推進する。

② 道徳教育や人権教育の推進

すべての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動等の充実

- ・ 児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員としての自覚ができるような学級づくりに努める。
- ・ 児童一人ひとりが自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。授業中だけでなく、休み時間、昼食時、放課後等の時間の児童とのふれあいを大切に、児童が本音を出しやすい関係づくりに努める。
- ・ あらゆる活動の中で、児童の自己有用感や自己存在感を高める取り組みを進める。
- ・ 思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった、命を大切にしようとする心情を、道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・ 人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な態度を身につけられるように努める。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。

③ いじめ防止の啓発

いじめを防止することの重要性の理解を深めるために児童、教職員、地域に啓発を行う。

- ・ 5月のいじめ防止強化月間には、ピンクシャツがいじめ反対のシンボルであることやいじめをなくすために自分ができることを考えて実行することの大切さを放送で呼び掛ける。
- ・ いじめの構造図を教室に掲示し、見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り

等で伝え、理解と協力をお願いする。

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）の防止等のための啓発活動を行う。

- ・ 発達段階に応じて全児童を対象に情報モラルや情報リテラシーを身につけさせるための学習を行う。
- ・ 児童や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発を行う。
- ・ インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、市教育委員会と連携し、県教育委員会、県警察本部との学校連絡制度を活用する。

(2) いじめ早期発見・早期対応の取り組み

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断が付きにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していくことが重要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化を見逃さないようにアンテナを高く持つ。『いじめはどの学級でも、誰にでも起こりうる』というスタンスに立ち、定期的な教育相談やアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みや思いの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

① 学校生活アンケートと個人面談の実施

- ・ 毎月1回（年間9回）のアンケートを実施し、自尊感情が低下している子どもがいた場合、適切な支援や面談を行う。
- ・ 学年会で児童間のトラブルを共有することで、学校全体での児童理解につなげる。

② 教育相談の充実

- ・ 教育相談週間（月間）「ぬくもりタイム」を年2回実施し、児童全員と教員が個別に学校生活について対話する時間を設ける。その結果から児童一人ひとりの思いや人間関係の変化の把握に努め、よりよい対応にいかす。（ぬくもりタイム実施前には記名式のアンケートをとる）
- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えを、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ 地域・家庭・関係機関と連携して情報の収集に努め、児童のサポートに役立てる。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。

- ・ さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職や生徒指導主任に報告する。

③ 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

- ・ 学校評価（保護者アンケート・児童アンケート）の中に「いじめを許さない学校・学級づくり」の項目を入れ、アンケート結果の分析・改善策を立てる。

(3) いじめの認知および対処

教員が気づいた、あるいは児童や保護者の相談があった「いじめ」については、速やかに、学年主任、生徒指導主任、学校いじめ対策委員会にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応に努める。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえる。また、いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ・ 些細な事案であるとしても、発見したら報告する。
- ・ 学校としての組織対応をする。
- ・ 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ・ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

① いじめを受けた児童へのケア・対応

- ・ 「いじめ」にあった児童を守りきることを最優先に考える。そのため、まずは「いじめ」にあった児童の話を十分に聞き、「絶対に守りきること」を約束して安心感を与える。
- ・ 絶対に守りきるという学校の姿勢、いじめ解消のための対応策について本人及び保護者に示す。
- ・ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」において対処する。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。
- ・ いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

② いじめる児童への指導・処置

- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・ 事実を確認した上で、いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということに気づかせ、心をこめた謝罪が行えるように導く。
- ・ 「いじめ」の言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝える。学校での指導方針もあわせて伝え、家庭での対応、学校の指導が同じ方向性になるようにする。

③ 傍観者をなくすために

- ・ 事実の確認を行い、いじめに加担していなくてもいじめを容認したことに気づかせ、その事実について深く考えさせる。

- ・ 学校や学級など、児童が所属する集団に対して共同体感覚をもてるように再度働きかける。所属集団の仲間のことは自分の問題だという意識を全員が持つことが、自分自身を「いじめ」から守ることにつながることに気づかせる。
- ・ 必要に応じて学級において話し合いの場をもち、それぞれの思いを発表させ、学級としてどうすべきかを考えさせる。その上で、決定したことを掲示するなど、常に振り返りをさせるようにする。
- ・ 学級の進んだ取り組みを学年や全校に広げる。

④ いじめの解消

- ・ いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。「いじめが解消している状態」とは、少なくとも以下の二つの条件が満たされている必要がある。
 - (ア) いじめがやんでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
 - (イ) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童および保護者に対し、面談等により確認できていること。
- ・ いじめが解消している状態になっても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童、加害児童ともに、日常的に注意深く見守る必要がある。

(4) 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「栗東市いじめ防止基本方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って適切に対応する。

① 重大事態の意味

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- (ア) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などである。
- (イ) 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。また、児童や保護者からいじめを受けて重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの重大事態ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたにしても、重大事態が発生したものとして調査報告等にあたる。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会を通じて、市長に事態発生について報告する。

③ 調査の主体

重大事態を市教育委員会に報告した際は、市教育委員会から助言や支援を受けると同時に、その事案の調査は、市教育委員会の附属機関である栗東市いじめ問題調査委員会が主体となる。

④ 調査を行うための組織

市教育委員会が主体となる場合は、栗東市いじめ問題調査委員会をその組織とする。学校が調査主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えたものをその組織とする。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから（いつごろから）か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|--|

について、客観的な事実関係を速やかに調査する。

⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切な方法で経過の報告に努める。
- ・ 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

⑦ 重大事態が発生した場合の市教育委員会の支援

- ・ 重大事態が発生した場合、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣してもらするなど、市教育委員会に対して、必要な支援を要請する。

⑧ 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会に報告し、市教育委員会から市長に報告される。

(5) 関係機関及び地域、家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と関係機関および地域、家庭との連携が必要である。

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と地域、

家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ・市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。
- ・いじめの中の、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。
- ・主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域教育相談員、コミュニティセンター員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育てのあり方や、親子での取り組み等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。
- ・学校と保護者とが一体となった取り組みをするために、学校便りや学年通信、学級通信等を活用して、学校からの情報発信を積極的に行う。
- ・学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについてはさまざまな立場の委員から建設的な意見をいただきながら取り組みを進め、必要に応じて協力を仰ぐ。

5. 令和5年度 わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

栗東市立大宝小学校

目指す学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校

子どものアクション

- 学校生活アンケートや学級力アンケートを活用し、いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりを進める。
- 学級活動や児童会活動等によるいじめ根絶運動を推進する。
 - ・標語やポスターの募集、全校集会による意見発表等

家庭や地域と連携したアクション

- ・プランを栗東市ホームページにて紹介。
- ・学校評価のアンケートで保護者から児童の情報を把握。
- ・学校協議会等でいじめの問題への取組に関して協議。

教職員のアクション

- 問題行動の未然防止を進めるために、校内研修会を行ったり、教師の行動動線を意識的に変え、場所・時間の死角をなくしたりする。
- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める。
 - ・いじめ防止につながる授業を実施。(5月・10月をいじめ防止強化月間とする。)
 - ・いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための研修会を積極的に開催する。
- 子どものSOSを見逃さない(早期発見)。
 - ・休み時間、昼食時、放課後等において子どもとふれあい、信頼関係の構築に努める。
 - ・「学校全体で子どもを教育する」組織的な教育相談体制を充実させる。
 - ・児童と担任との個別の教育相談(ぬくもりタイム)や、保護者との教育相談週間を実施し、状況把握を行う。
- いじめがあることを前提に主体的にいじめを掘り起こす。
 - ・人権教育の観点からアンケートを実施する。
 - ・「いじめの疑いがある事案」に組織的に取り組む。

現状(課題)

- ・周囲に流される子どもが多い。
- ・自分の意見をはっきり口に出して言わない、言えない子どもが多い。
- ・自分の学級や学校を自分たちの力でよくしていこうとする力が弱い。
- ・常に教職員の感性を磨き続ける必要がある。

6.年間スケジュール

| 月 | 取組や活動 | | |
|-----|---|---|-----------------------|
| | 児童 | 教職員 | PTA や地域 |
| 4月 | 学校生活アンケートの実施 | | 個別懇談会 |
| 5月 | いじめ防止強化月間 いじめ防止に関する授業 ぬくもりタイム ぬくもり週間アンケートの実施 学級力アンケートの実施 きらめき集会（オンライン） スマイルの日 | 生徒指導研修 校内研究会 学力向上研修 学級経営案・学ぶ力向上策作成 | こども110番通報訓練 |
| 6月 | スマイルの日 学校生活アンケートの実施 | 授業研究会 | 学校協議会 |
| 7月 | 大宝っ子アンケート 学校生活アンケートの実施 きらめき集会（オンライン） スマイルの日 | 授業研究会 学校内部評価 | |
| 8月 | | 生徒指導研修・校内研究会 学ぶ力向上研修 | 民生児童委員、主任児童委員 との懇談 |
| 9月 | スマイルの日 学級力アンケートの実施 学校生活アンケートの実施 | 授業研究会 | |
| 10月 | いじめ防止強化月間 ぬくもりタイム ぬくもり週間アンケートの実施 スマイルの日 | | 個別懇談会 学校協議会 |
| 11月 | スマイルの日 学校生活アンケートの実施 人権週間 | 授業研究会 | |
| 12月 | スマイルの日・きらめき集会 学校生活アンケートの実施 大宝っ子アンケート | 授業研究会 学校内部評価 | 学校評価 |
| 1月 | 学級力アンケートの実施 学校生活アンケートの実施 スマイルの日 | 学ぶ力向上研修 授業研究会 | |
| 2月 | スマイルの日 学校生活アンケートの実施 | 教育課程研修 | 学校協議会 |
| 3月 | スマイルの日 学校生活アンケートの実施 | 校内研究会 | |

| | | | |
|---------------|---|--|---|
| <p>年間を通して</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・相手を思いやる心を育てるために友だちの優しさや頑張りを見つけ紹介する機会を設ける(帰りの会など) ・月一回の代表委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎週学年会で子どもの様子を交流 ・毎週いじめ防止対策委員会 ・OJT 研修 ・学級経営案・学ぶ力向上実践シートによる取組確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・マザーグースによる児童への読み語り ・図書ボランティアによる学校図書館の環境整備 ・スクールガードによる児童の見守り |
|---------------|---|--|---|